

教科書裁判と「歴史をささえる人々」のこと

— 『歴史地理教育』2017年10月号の表紙の絵にかかわって

丸浜 昭（10月号担当／歴教協副委員長）

『歴史地理教育』2017年10月号（特集：税はだれのもの？）の表紙に、農民が年貢を納入する場面を描いた円山応挙の絵を使いました。家永教科書で「歴史をささえる人々」のさし絵に使われ、教科書裁判で争点のひとつとされたことを思い出し、この特集の表紙にふさわしいと考えたからです。以下、この教科書裁判と「歴史をささえる人々」をめぐる論議について、簡単な紹介をします。

1) 「家永教科書裁判」のこと

東京教育大学教授だった家永三郎氏は、1952年以来、高校日本史教科書である『新日本史』（三省堂）を執筆してきました。1960年に学習指導要領が全面改定され、それもとづく教科書が1963年に不合格処分を受けることとなります。翌1964年には条件付き合格処分となりますが、検定で全体では300か所近い修正指示を受けた結果でした。たとえば太平洋戦争について、『出陣する学徒』『工場で働く女子学生』のように「戦争に一生懸命協力している明るい面」もでてくるけれど、『本土空襲』『原子爆弾とその焼け野原となった広島』『戦争の惨禍（戦後の戦傷兵士）』などが載せられ「全体として暗すぎる」、という修正意見があったといえます。

家永氏は、この検定は「違憲・違法」でありもはや見逃すことはできないと、1965年に国を相手にした裁判を起こします。教育関係者、研究者などを含めた支援運動の輪が広がり、その後長く続けられた「家永教科書裁判」です。1970年には家永氏勝訴の「杉本判決」（東京高裁）も出され、この裁判は支援運動を含めて、教科書づくりはもとより戦後の教育のあり方や考え方に大きな影響を与えました。

2) 「歴史をささえる人々」への文科省の指示

さて、今号の表紙の年貢納入の絵は、家永氏の第2次訴訟で争点の一つとなったものです。家永氏は、教科書の各時代（第1～4編）の扉それぞれに次のさし絵を掲げ、解説を記しました。

[第1編] 原始社会とその文化（さし絵：山梨県塩山市出土の土器にある人面像）

●歴史をささえる人々1●

縄文式土器につけられた人面。呪術のためのものであるだろうが、原始社会人の自画像とみることもできるのではあるまいか。

[第2編] 古代国家と古代文化の形成（さし絵：扇面写経下絵の一つである牛車を操る庶民）

●歴史をささえる人々2●

古代社会の表面を飾るのは貴族文化であるが、その背景には、この図に見られるような庶民の労働があった。

[第3編] 封建社会と封建文化の発展（さし絵：円山応挙「難福図巻」の一部の年貢納入場面）

●歴史をささえる人々3●

封建社会をささえるのは農民の生産労働であった。農民の汗の結晶が、この図のように、年貢として武士の手に収められていく。

[第4編] 近代社会の発展（さし絵：製鋼工場で働く労働者）

●歴史をささえる人々4●

資本主義経済において基本的な役割を演ずる製鋼工場で働く労働者の姿

これに対し、1963年の検定で文部省はAの指示を出し、裁判の準備書面ではBの主張をしています。

A「ささえる」ということはどういうことか、こどもに理解できないのではないか。何か一方的なところから材料をとらえているような感をうける。いろんな階級から材料をとってはどうか。

B…各とびらのさし絵にある「歴史をささえる人々」という見出しはどのようなことを意味するのかあいまいであり、生徒にとっては理解が困難である。そしてこれらの「歴史をささえる人々」という見出しとそれぞれの説明文をあわせてみると、たとえば第3編のとびらの農民が封建社会をささえるという趣旨の説明文については、封建社会における武士等の立場、役割をどうとらえているのかあいまいであり、また第4編のとびらの労働者が資本主義経済において基本的な役割を演ずるといふ趣旨の説明文については、資本主義経済においては労働者のみが基本的な役割を演ずるものであるかのように理解されるおそれがあるなど、生徒を誤り導くおそれがある。

3) 遠山茂樹氏の検定批判

この検定の指示に対し、裁判で家永氏側の証言にたった歴史研究者遠山茂樹氏は次の3点の批判をしています。

- ① 戦前にも学界で歴史における民衆の役割を重視する動きがあり、戦後にはこの考え方はいっそう強まった。
- ② 民衆を基軸に歴史をとらえることは、歴史を総合的にとらえ、時代を区分し、時代の特色を認識する上で、もっとも有効な方法である。
- ③ 「歴史をささえる人々」のさし絵および説明は、生徒の問題意識を触発し、時代の特色を考えさせる上で、教育的に創意ある教材の選定であり、もし文部省の主張どおり訂正するならば、その有効さを失ってしまう。

遠山氏は、「鑑定書批判『歴史をささえる人々』」（『遠山茂樹著作集第7巻 歴史教育論』所収、初出は歴史学研究会編『現代歴史学と教科書裁判』青木書店 1973）でこの問題を論じています。教科書裁判が歴史教育や歴史学にどうということ投げかけたのかを考えさせられ、なかなか興味深い論文です。一読をおすすめします。